



説林

本邦古代保育法の一斑(ついで)

下村三四吉

以上申し述べましたのは、鷓鴣草葺不合尊の時の例ですが、なほ一二の例を申しませう。垂仁天皇の御世に、皇后狹穗媛が御兄狹穗彦の叛逆の事に關りて、稻城に立てこもり、官兵に攻め圍まれたまへる折に、皇后品遲別皇子を生ませたまひ、皇子は官兵に渡させられましたが、その際、天皇より皇后に、如何にして皇子を日足しまつらんと

の御尋ねがありまして、その御答を、古事記に記して、「御母を取り、大湯坐若湯坐を定めて日足しまつるべしと申したまひき」とあります。この「御母」につきて、本居宣長翁は、古事記傳に於いて、「御母は美淤毛と訓べし、乳母を云なり、淤毛と云は、兒を養育す事をする婦人を凡てしか稱ふなり、其中に乳母は、殊に主とある者なる故に、唯に淤毛とのみ云なり、又親母も、主と養育するなる故に、淤毛とも云り、云々」と解しておられる。これでこの「御母」は、即ち前に申した「乳母」(ちちも)と同じものであることがわかる、湯坐も前と同じものであつて、大と若との區別あるは、大小と申すのと異なるらないのです。さて又、應仁天皇のとき、尻調根命の三人の妹が皇妃にあがり、合せて十三皇子を生み奉りました

が、これについて、尻調根命におはせられて、諸皇子を日足し奉らしめられ、その子若日子連并に妹の毛良比賣を湯坐の役に定められたことが見えております。この尻調根命の役目は即ち皇子の御養育主任とも申すべきものです。また湯坐の役目は婦人に限らず、男子も勤めましたことはここに挙げた記事でわかりませう。その方の主任者は、後には却て男子であるのに定まつてゐるやうです。

右の外にも、皇子方の御養育について、御用を承はるものをお定になつた事柄は、所々に見えて居りますが、同じやうなものですから、略します。すべて我が國上古の風として、官職業務などは、多くは世襲致しましたが、皇子方の御養育につきましても、おひくにその御用を預かる役目の者

の組が出来るやうになりました。それを總稱して「みぶべ」と申しまして、文字では壬生部と書いてあります。この言葉の意味は能く解りませぬが、「み」は御にて敬語、「ぶ」は産衣、産聲、産屋など申す「らぶ」の省約語でありませう。尤もこれは一寸私の考へつきであつて、定つた説と申すわけでござりませぬ。「べ」は「部」の字に當り、「くみ」の意味です。そうならば、「みぶべ」は、「御生部」或は「御産部」の字をわてるのがよろしかろう。即ち皇子方の御産所に奉仕して御養育に關する職務をつとめるもの、團体を申すのでであると考へられる。

(ついで)